

令和3年度区立公園及び児童遊園等監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記の通り監査の結果を公表します。

東京都北区監査委員	石井	稔
同	佐藤	明充
同	青木	博子
同	大畑	修

記

1 監査期日及び監査対象

4月21日（水）

槍溝橋、堀船第三公園、堀船第二公園、

赤羽西六丁目第三児童遊園、王子五丁目公園、名主の滝公園、

4月22日（木）

紅葉橋、北谷端公園、中里三丁目児童遊園、

北運動公園、志茂町公園、新河岸川緑地、

2 監査事項及び範囲

監査は、公園7、児童遊園2、緑地1、橋りょう2、の計12箇所を抽出し、施設管理状況について概要説明を受けた後、実地監査を行った。

3 監査の主な着眼点

(1) 公園等の安全対策は適切に行われているか。

(2) 公園等の施設及び設備の維持管理は適切に行われているか。

(3) 利用者にとって利用しやすいような配慮は行われているか。

4 監査の結果

各公園、児童遊園、緑地、橋りょう、施設管理状況について 概ね良好な状態であった。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意を行った。